

○ 警視庁自動車運転技能検定規程

平成 24 年 3 月 13 日

訓令甲第 2 号

存続期間

〔沿革〕平成 27 年 3 月 訓令甲第 20 号(い)
28 年 9 月 同第 24 号(ろ)改正

警視庁自動車運転技能検定規程(平成 13 年 3 月 23 日訓令甲第 9 号)の全部を次のように改正する。

(目的)

第 1 条 この規程は、警視庁が保守管理する自動車(以下「警察車両」という。)の運転に従事する警視庁警察職員(以下「職員」という。)の運転技能の向上及び交通事故の防止を図るため、運転技能検定(以下「検定」という。)等について必要な事項を定めることを目的とする。

(所属長の責務)

第 2 条 所属長は、所属職員の運転技能の実態を把握し、警察車両を運転する所属職員の配置を適正に行うとともに、安全運転に必要な運転操作、交通関係法令、車両の点検等についての指導及び教養に努めなければならない。

(委員会)

第 3 条 検定、安全運転のための訓練(以下「安全運転訓練」という。)等を行うため、警視庁本部に警視庁自動車運転技能検定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長には警務部長を、委員には人事第一課長、教養課長、健康管理本部長及び交通執行課長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 4 委員は、委員長が定める区分により、運転技能の審査の検定事務及び心理適性検査の検定事務並びに安全運転訓練を行う。
- 5 委員長は、運転技能の審査のため、検定員を指名するものとする。
- 6 委員会の事務局は、教養課に置く。

(検定の種目)

第4条 検定の種目は、次のとおりとする。

検定の種目	検定の級位	対象車両	備考
普通技能検定	普通技能検定 A 級	自動二輪車以外の自動車	緊急走行可
	普通技能検定 B 級		緊急走行不可
自動二輪技能検定	自動二輪技能検定 1 級	交通取締用自動二輪車	緊急走行可
	自動二輪技能検定 2 級	交通取締用自動二輪車以外の自動二輪車	

(検定の実施)

第5条 検定は、委員長が必要に応じ、その種目を指定して行う。

(合格基準)

第6条 検定の合格基準は、別表の「警視庁自動車運転技能検定合格基準」のとおりとする。

(合格証書の授与)

第7条 委員長は、検定に合格した職員(以下「検定合格者」という。)に、別記様式の「合格証書」を授与するものとする。

(運転資格)

第8条 検定合格者は、合格した検定の種目及び級位に係る警察車両を運転することができる。ただし、緊急走行ができるのは、普通技能検定 A 級又は自動二輪技能検定に合格した職員とする。

- 2 所属長は、突発的災害、重要特異な緊急事件等の発生に際し、特に必要と認めるときは、普通技能検定 B 級に合格した所属職員に緊急走行をさせ、又は検定合格者以外の所属職員に警察車両の運転及び緊急走行をさせることができる。

(合格者の特例)

- 第 9 条** 退職時に普通技能検定に合格していた一般職非常勤職員は、普通技能検定に合格した職員とみなす。ただし、緊急走行をすることはできない。(い)
- 2 委員長は、道府県警察から特別に採用された職員について、当該職員が所属する所属の長からの上申に基づきその内容を審査して、検定合格者とみなすことができる。

(合格の取消し等)

- 第 10 条** 所属長は、検定合格者である所属職員が責任の重い交通事故を起こしたとき及び精神的事由、身体的事由その他の事由により警察車両を運転することに支障があると認めるときは、速やかに委員長(教養課自動車運転指導係経由)に報告しなければならない。(ろ)
- 2 委員長は、前項の規定による報告について委員会で審査した結果、当該職員が引き続き警察車両を運転することが不相当であると認めるときは、合格を取り消すものとする。
 - 3 委員長は、前項の規定により合格を取り消したときは、当該職員が所属する所属の長に通知しなければならない。

(安全運転訓練等)

- 第 11 条** 委員長は、責任の重い交通事故を起こした職員のうち、前条第 2 項の規定による合格の取消しを受けた職員以外のものに対して、安全運転訓練を行うものとする。
- 2 委員長は、前項の安全運転訓練を実施した結果、再度の検定を行う必要があると認めるときは、当該職員が所属する所属の長に、その旨を通知するものとする。
 - 3 委員長は、前項の再度の検定を実施した結果、当該職員が警察車両を運転することが不相当であると認めるときは、合格を取り消すものとする。
 - 4 委員長は、第 2 項の再度の検定の結果を、当該職員が所属する所属の長に通知するものとする。

(細部事項)

第 12 条 検定の実施について必要な細部事項は、警務部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。(い)

(経過措置)

2 この訓令の施行の日(以下「施行日」という。)の前日にこの訓令による改正前の警視庁自動車運転技能検定規程(以下「旧規程」という。)第 7 条に規定する検定合格者(以下「旧検定合格者」という。)である者及び旧規程第 9 条の規定により旧検定合格者とみなされている一般職非常勤職員は、この訓令による改正後の警視庁自動車運転技能検定規程(以下「新規程」という。)第 4 条及び第 8 条の規定にかかわらず、なお従前の例により対象車両を運転することができる。

3 退職時に旧検定合格者であった者で、施行日以後に一般職非常勤職員であるもの(前項の一般職非常勤職員を除く。)は、新規程第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、退職時に運転することができた対象車両を運転することができる。

4 新規程第 10 条及び第 11 条の規定は、旧検定合格者についても適用する。この場合において、新規程第 10 条第 1 項中「検定合格者」とあるのは「旧検定合格者」とする。

(警視庁職員交通事故防止対策規程の一部改正)

5 警視庁職員交通事故防止対策規程(平成 12 年 12 月 27 日訓令甲第 44 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

別表

警視庁自動車運転技能検定合格基準			
検定の種目	内容		合格基準
普通技能検定	運 転 学 科	1 交通関係法規	80 点以上
		2 自動車の構造、装置	
	技 能 の	1 運転操作能力	80 点以上
2 交通法規の履行能力			
3 安全運転に必要な能力			

	審査	整備	整備、点検、調整等	80 点以上
		心理適性検査		3 以上 (5 段階評価)
自動二輪技能検 定	運転 技能 の 審 査	学科	1 交通関係法規 2 自動車の構造、装置	80 点以上
		技能	1 運転操作能力 2 交通実務(特殊運転操作 要領) 3 交通法規の履行能力 4 安全運転に必要な能力	80 点以上
	整備	整備、点検、調整等	80 点以上	
	心理適性検査		3 以上 (5 段階評価)	
